

國學院大學學術情報リポジトリ

The Reception of the Sendaikujihongi and the Transformation of Myth : Regarding the Use of Descriptions of Shinto Shrines

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Maeda, Ryotaro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000593

『先代旧事本紀』の受容と神話の変奏

—— 神社関連記事の利用をめぐる ——

間枝遼太郎

一 はじめに

『先代旧事本紀』（以下『旧事本紀』）は、近世中期に「偽書」とされて以降、長い間研究における重要性の高くないものとして見られてきたが、近年になって、特に『古事記』『日本書紀』の享受史の観点から徐々に研究対象として注目されるようになってきた。⁽¹⁾ ただし、『旧事本紀』の研究は端緒にいたったばかりであり、未だ十分に論じられていない点が多い。そのうちの一つが、『旧事本紀』そのものの受容の問題である。⁽²⁾

近世中期以前において、『旧事本紀』は聖徳太子・蘇我馬子らの手によるものと信じられ、『古事記』や『日本書紀』よりも古い時代に成立した文献と見なされていた。⁽³⁾ そうした時期に、『旧事本紀』は果たしてどのように扱われ、どのような影響を与えたのか——そのことは上代の神話の受容を考える上で無視できない。九世紀頃に成立した『旧事本紀』は、多くの部分が『古事記』や『日本書紀』(さらに一部は『古語拾遺』)の記述を再構成することによって成り立っている。そのため、『古事記』などに記載される神話の内容が、それらに直接拠るのではなく、『旧事本紀』による再構成を経た形で受容されるということも

あり得た。特に上代の神話には『日本書紀』になく、『古事記』のみに存在する話があり、そのような話の受容に關して、『古事記』の享受・流通が限定されていた近世以前の時代に『旧事本紀』が果たした役割は大きいと推測される。最古の史書と信じられた『旧事本紀』は、正史・神書として重んじられ利用されてきた『日本書紀』と並び、上代にまとめられた神話と中世以降の神話の受容・展開とを繋ぐものとしても、注目すべきテクストであると考えられるのである。

『旧事本紀』というテクストを介したとき、神話は新たにどのような意味付けを与えられ、またそれはどのような形で受容されていくのか。本稿ではそのような視点に立ち、特に『旧事本紀』と〈神社〉との関わりに注目しながら、神話の受容・変奏の様子の一端を探ることを試みる。

二 神社への関心

最初に、『旧事本紀』そのものが持つ特性について触れておきたい。

『古事記』と『日本書紀』は、それぞれ異なる世界像によって成り立つ、別個の物語としてあった。⁽⁵⁾ その『古事記』と『日

本書紀』という異なる論理を持つ神話を切り貼りし、さらに独自の記事を追加することで、新しい神話テクストを作り出したのが『旧事本紀』である。そこには『古事記』とも『日本書紀』とも異なる、『旧事本紀』独自の視点の存在がいくつか浮かび上がってくる。ここではその中でも、受容の問題と大きく関わるものの一つとして、〈神社への関心〉という点に注目したい。

伊藤劍氏も指摘するように、⁽⁶⁾ 『旧事本紀』の中には、どの神がどの神社に鎮座するのにかについての言及が多い傾向にある。例えば、巻第一陰陽本紀で「建甕槌之男神」に「今坐常陸国鹿島大神。即石上布都大神是也」、⁽⁷⁾ 「経津主神」に「今坐下総国香取大神是也」という説明を付し、巻第四地祇本紀で「都味齒八重事代主神」に「坐倭国高市郡高市社。亦云甘南備飛鳥社」、⁽⁸⁾ 「建御名方神」に「坐信濃国諏方郡諏方神社」という説明を付すといった類である。この類の説明は、【表一】に示すように、『古事記』などに元々見られるものだけでなく、『旧事本紀』から新たに加えられた例もかなり多い（特に巻第四は『旧事本紀』独自の例が顕著に見られる）。『古事記』などには無かったものが、意識的に増やされているのである。これらは一見些細な記述であるようにも思えるが、神話を現実の神社と直結する物語として位置付けるといふ点において、上代の

【表1】『旧事本紀』における鎮座地関連記事

	神名	鎮座地関連記事	頁	引用元
卷第一	暗沢女神	坐香山之歛尾丘樹下所居之神	二八	記
	天尾羽張神	今坐天安河上天窟之神也	三一	記
	建甕槌之男神	今坐陸国鹿島大神即石上布都大神是也	三一	
	経津主神	今坐下総国香取大神是也	三一	
	底津少童命・中津少童命・表津少童命	此三神者阿曇連等齋祠筑紫斯香神	四三	紀
	底筒男命・中筒男命・表筒男命	此三神者津守連等齋祠住吉三所前神	四三	紀
	天照太御神・月読命	並坐五十鈴川上謂伊勢齋大神	四三	
	建速素戔嗚尊	坐出雲国熊野杵築神宮矣	四三	
伊弉諾尊	是以構幽宮於淡路之洲寂然長隱亦坐淡路之多賀者矣	四七	記・紀	
卷第二	瀛津島姫命・瀛津島姫命・市杵島姫命	宜降居於筑紫国宇佐島在北海道中号曰道主貴因教之日奉助天孫而為天孫所祭則宗像君所祭之神一云水沼君等祭神是也	五三	紀
	瀛津島姫命	是所居于遠瀛者	五四	
	辺津島姫命	是所居于海浜者	五四	
	中津島姫命	是所居于中島者	五四	
	石凝姥命の鏡	則紀伊国所坐日前神是也	五八	紀
卷第三	天糠戸神の鏡(八咫鏡)	即是伊勢崇禊大神	五八	紀
	齋主神	今在東国職取地	八五	紀
	八咫鏡	佐久々斯侶五十鈴宮	九三	記
	豊受神	此坐外宮之渡会神	九三	記
	手力雄神	此者坐佐那之泉也	九三	記
卷第四	天叢雲劍	今在尾張国吾湯市村即熟田神社所崇之神	一〇二	紀
	脚摩乳・手摩乳	坐出雲国神是也	一〇三	
	五十猛命	則紀伊国所坐大神是矣	一〇四	紀
	五十猛命・大屋姫命・抓津姫命	即此国所祭之神是也	一〇五	
	大三輪大神	則大倭国城上郡座是也	一〇八	
	田心姫命	坐宗像奥津宮是所居于遠瀛島者也	一一五	記・紀
	市杵島姫命	坐宗像中津宮是所居于中島者也	一一五	記・紀
	瀛津姫命	坐宗像辺津宮是所居于海浜者也	一一五	記・紀
	田心姫命・市杵島姫命・瀛津姫命	宜降居於筑紫国宇佐島在北海道中号曰道中貴因教之日奉助天孫而為天孫所祭即宗像君所祭之也亦云水沼君祭並三柱神宗像君齋祠三前大神也	一一六	紀
	五十猛命・大屋姫命・抓津姫命	則紀伊国造齋祠神也	一一六	
	天己貴神	坐倭国城上郡大三輪神社	一一六	
	葛木一言主神	坐倭国葛上郡	一一七	
	田心姫命	坐宗像奥都島	一一七	
	味鋸高彦根神	坐倭国葛上郡高鴨社云捨篠社	一一七	
	下照姫命	坐倭国葛上郡雲飾社	一一七	
	高降姫神	坐辺都宮	一一七	
	都味齒八重事代主神	坐倭国高市郡高市社亦云甘南備飛鳥社	一一八	
高照光姫大神命	坐倭国葛上郡御歲神社	一一八		
建御名方神	坐信濃国諏方郡諏方神社	一一八		
大国御魂神	大和神也	一二一		
大山咋神	坐近淡海比叡山亦坐葛野郡松尾用鳴鑪神者也	一二一	記	
卷第五	(建)布都大神	大倭国山辺郡石上邑	一四二	
卷第七	高皇產靈・神皇產靈・魂留產靈・生産靈・足産靈・大宮禊神・事代主神・御膳神	今御巫齋祭矣	二〇〇	古語拾遺
	櫛磐間戸神・豊磐間戸神	並今御門御巫所奉齋矣	二〇〇	古語拾遺
	大八州之靈	今生島御巫齋祀矣	二〇〇	古語拾遺
	天宮地之靈	今坐摩御巫齋祭矣	二〇〇	古語拾遺
	太玉命	天宮命於安房地立太玉命社謂安房社是也	二〇一	古語拾遺

※「頁」は鎌田純一『先代旧事本紀の研究』校本の部(吉川弘文館、一九六〇年)の頁数を示す。

※神宝の類については、それそのものが明確に神として扱われている場合のみ掲載した。

神話の享受史上、無視できない働きを持つ。

この神の鎮座地に関する記述は、『旧事本紀』が受容される中でも、少なからず注目を集めた。例えば、中世における代表的な『日本書紀』注釈書である卜部兼方「釈日本紀」の「述義」部には、『旧事本紀』の引用によって注される語句が三十一語あるが、そのうち「武甕槌神祖」「安曇連等所祭神」「作日矛」「紀伊国所坐日前神也」「五十猛命」「天日隅宮」「平国之劍」「詔靈」「即帝位於權原宮」「高市社所居事代主神」「信濃須波水内神」の十項目において、神の鎮座地の情報を含む形での『旧事本紀』引用が行われている。それは例えば「五十猛命」項にて、

神名帳曰。紀伊国名草郡伊大祁曾神社。相名大月次 新嘗大屋都比売神社。名神大月 次新嘗都麻比売神社。次新嘗

旧事本紀曰。五十猛握神。彦云大屋 彦神大屋次大屋姫神。次抓津姫神。已上三柱、並坐紀伊国。則紀伊国造齋神祠也。

先師説曰、伊太祁曾神者、五十猛神也。とし、また「信濃須波水内神」項にて、

神名帳曰。信濃国。諏方郡南方刀美神社二座。並名神大水内郡健御方富命彦神別神社。名神大

旧事本紀第三曰。経津主、武甕槌二神、降_レ到於出雲国而、問_レ大己貴神曰、天神勅曰、葦原中国者、我御子之可_レ知

之国。汝将_レ此国_二奉_レ天神耶。大己貴命对曰、当_レ問_レ我子事代主神_一。然後将_レ報。事代主神謂_レ其父曰、我父宜当_レ奉_レ避。吾亦不_レ可_レ違。尔問_レ大己貴神、亦有_レ可_レ白之子乎。对曰、必白_レ之。且我子有_レ建御名方神_一。除_レ此者無也。如_レ此白問、建御名方神、千引之石指_レ捧手末_一而言言、難繼_レ来_レ我国而、忍々如_レ此言者。然、欲_レ為_レ力競_一。故、我先欲_レ取_レ其御手_一。故、令_レ取_レ其手_一者、即成_レ立氷_一、亦取_レ成劍刃_一。故尔、懼而退居。尔、欲_レ取_レ建御名方神手_一、乞婦而取者、如_レ取_レ若葦_一、搭枇而拔離、即逃去。因追往而追、到_レ於科野国州羽海_一、将_レ殺之時、建御名方神白、恐矣。莫殺_レ我。々除_レ此地_一者、不_レ行_レ他处_一。亦不_レ違_レ我父大国主神之命_一。不_レ違_レ兄八重事代主神之言_一。此葦原中国者、随_レ天神御子命_一献矣。

又曰。第四建御名方神、坐_レ信濃国諏方郡諏方神社_一。とする如くである。『延喜式』神名帳からの引用のみならず、さらに時代を遡る『旧事本紀』によって神の情報裏付けていく。そのような、ある神がいかなる存在で、どこに鎮座するかについての情報源としての利用の仕方が、『旧事本紀』の引用例のうちの少なくない数を占めるといふ点は注意されて良いだろう。11

また、室町後期以降の吉田神道の神社研究書『諸社根元記』⁽¹²⁾を見ると、『旧事本紀』の引用は神社に關係する箇所で七項目〔賀茂〕〔大和〕〔日吉〕〔鹿島 香取 両社〕〔諏方〕〔八神殿 濫觴事〕〔多河神社〕に確認される。これは、吉田神道において「神書」として特に尊重された『日本書紀』の十一項目〔賀茂〕〔大神社〕〔石上〕〔菟田〕〔住吉〕〔広田〕〔玉津島〕〔氣比社〕〔平岡社〕〔豊前国宇佐郡比売神社〕〔広田〕⁽¹³⁾に次ぎ、『古語拾遺』〔石上〕〔八神殿濫觴事〕の二項目)や『古事記』(引用なし)を大きく上回る引用数である。

以上、神社と結びついた神話テクストという、『旧事本紀』が持つ特性の一つを簡単に確認した。次節からは、そうした『旧事本紀』の特性に端を発すると考えられる、神話の受容と変奏の実例を見ていきたい。

三 卜部氏の『旧事本紀』利用と神社

伊勢神道の度会氏と並んで、中世において『旧事本紀』をその活動に利用したことで知られるのが、先述の『积日本紀』の卜部兼方などに代表される神祇官の卜部氏である。『旧事本紀』の現存最古写本が平野流卜部氏の卜部兼永の筆によるものであ

ることや、兼永筆本の奥書に兼方やその父卜部兼文らの名が見えることなどからも、卜部氏と『旧事本紀』との關係の深さは窺えよう。

その兼永筆本『旧事本紀』の奥書には、単なる書写活動の様子のみならず、独特な利用の足跡が記されている。それが次に掲げる、巻第三天神本紀の奥書の記述である。

文永七年六月十一日雨中天照太神御事抄出畢

兼文

石上神事抄畢 同十二日高皇産靈神皇産靈御事抄出畢

大己貴神御事抄出畢 事代主神御事抄出畢

建御名方神御事抄出畢 同十三日天稚彦并味耜高彥根神事

抄出畢

天穗日命事抄出畢 鹿島香取事抄出畢

同十四日天兒屋根命事抄出畢 天太玉命事抄出畢

天鈿売命事抄出畢 同十八日天思兼命事抄出畢

羽明玉神事抄出畢

兼文⁽¹⁴⁾

この奥書からは、文永七年(一二七〇)六月の十一日から十八日にかけて、卜部兼文が『旧事本紀』から神々の記述を次々と抄出していく様子を窺うことができる。このうち「石上神事」については、『統々群書類従』所収の『石上神宮御事抄』の中に現在も確認される。これらの抄出を行った兼文は、諸社の由

緒について源雅言や一条家経といった公卿と問答を行っていた人物であり、神祇・神社のことに関する人々からの問い合わせに回答するという活動を行っていたことが知られる。小野田光雄氏はそのことを踏まえて、右の諸神抄出の奥書も「神祇官人としての日頃の活動を示す一端であろう」としているが、それは同時に、神祇・神社のことを説明するという神祇官人としての活動に利用できる格好の資料として『旧事本紀』が扱われていたということをも示している。

さて、右のような『旧事本紀』抄出および神社の説明の営みと関係があると見られる現存のテキストは、先に触れた『石上神宮御事抄』の他に、もう一つ存在する。それが、『古事記上巻抄』（以下『上巻抄』）と呼ばれる資料の中に見える、『旧事本紀』の引用文である。

『上巻抄』は、前半に『古事記』の国譲り神話の一部の抄出文を、後半に『旧事本紀』の国譲り神話の一部の抄出文を載せるという形式の資料である。そのうちの『旧事本紀』部分は、次のようになっていいる。

諏方社事

先代旧事本紀第三曰経津主武甕槌二神降到於出雲国【①五十田狭小汀】而問大己貴神曰天神【②高皇産靈尊】勅曰

【③天照大神詔曰】葦原中国者我御子之可知之国【④詔寄賜故】汝将此国奉天神耶【⑤以不如何于時】大己貴命对曰【⑥疑汝二神非是吾处来者故不須許也二神則拔十握劍倒刺立於地踞其鋒端而問大己貴神欲降皇孫君臨此地故先遣此二神驅除平定汝意如何当避須不時大己貴神对曰】当问我子事代主神然後将報云【⑦是時其子事代主神遊行在於出雲国三穗之碓以釣魚遊鳥為楽故以熊野諸手船載使者稻背脚遣天鳥船神徵来八重事代主神問将報之辞時事代主神謂其父曰【⑧今天神有此借問之勅】我父宜当奉避吾亦不可違云【⑨因於海中造八重蒼柴籬蹈船楫而天之逆手打而青柴垣打成隱故】尔問大己貴神【⑩今汝子事代主神如此白訖】亦有可白之子乎对曰必白之且我子有建御名方神除此者無也如此白問建御名方神千引之石指捧手末而言誰来我国而忍々如此言者然欲為力競故我先欲取其御手故令取其手者即成立冰亦取成劍云【⑪刃故尔懼而退居尔欲取建御名方神手乞婦而取者如取若葦搯批而投離即逃去因追往而迫】到於科野国州羽海【⑫将殺】之時建御名方神白【⑬恐矣莫殺我】我除此地者不行他处亦不違我父大国主神之命不違兄八重事代主神之言此葦原中国者随天神御子命献矣云【⑭】

又第四曰建御名方神坐信濃国諏方郡諏方神社【⑮】

冒頭に「諏方社事」と題し、次に卷第三天神本紀から、事代主神と建御名方神が国を譲ると誓う場面²²⁾を引用、そして末尾に卷第四地祇本紀から、建御名方神の鎮座地の情報を引用している。ここで注意されるのは、先行研究でも指摘されているが²³⁾、引用中に十三箇所省略が見られることである。そのうち、右に掲げた中において白丸数字①～⑩で表示した省略箇所は『釈日本紀』「述義」部の「信濃須波水内神」項にも確認されるものであるが、一方で、黒丸数字①～③の省略箇所は『釈日本紀』に見られない、独自のものとなっている。この黒丸数字の省略の意味を見過ぎすことはできない。①は武甕槌神²⁴⁾の手が氷や剣となったことに建御名方神が恐れて退く場面と、建御名方神が手を掴まれて投げられ逃げる場面、②は武甕槌神が建御名方神を殺そうとする場面、③は建御名方神が命乞いをする場面にある。『釈日本紀』の時点で見られた①～⑩の省略箇所は建御名方神登場以前の前半部に集中しており、諏訪の神・建御名方を説明するのに不要な部分を削ぎ落とすためのものであることが窺えるが、『上巻抄』²⁵⁾のものはそこからさらに進んで、建御名方神にとって特に不名誉な場面を取り去ってしまっているのである。

『上巻抄』に見える『旧事本紀』の引用文は、冒頭の「諏方

社事」の表示や、卷第四地祇本紀からの「建御名方神坐信濃国諏方郡諏方神社」の引用から分かるように、信濃国一宮諏訪社の資料として整理されたものであると言える。その中で、天神側の勝利と地祇側の敗北を語るものとしてあった国譲り神話も、『旧事本紀』においてその敗北した建御名方神が鎮座するとされた神社である、諏訪社側の立場に寄り添ったような内容へと変化しているのである。

四 『旧事本紀』と諏訪円忠

この『上巻抄』について、小野田光雄氏は、引用される『古事記』が卜部本系統の特色を持つていること、またその訓点²⁶⁾が『日本書紀私記』(乙本)や卜部兼方自筆本(弘安本)の『日本書紀』と共通のものであることを指摘し、それらを伝えた平野流卜部氏の子孫の誰か、具体的には、南北朝時代に諏訪社の執行法眼・諏訪大進房円忠から次に見るような質問を受けた一人である卜部兼前が、その問い合わせに応じて作成したものであると推論している。

延文元年(一二五六)、諏訪社の縁起についての調査を行っていた諏訪円忠が、当時の太政大臣・洞院公賢に、日本紀など

の旧記に諏訪明神のことが記されていないか尋ねた。公賢はそれについて、吉田流卜部氏の卜部兼豊に回答を依頼する。この一連のやりとりは公賢の日記『園太暦』の延文元年八月三日条に収載されているが、それに対して兼豊は次のような請文を送っている。

兼豊宿禰請文 後日出之

諏方社間事、一紙加一見、謹返上候、此事去貞和二年、大進公被尋問候之時、濫觴 猥褻 并御位階者、自從五位下迄正一位令注進候之処、彼本記二所書載之諸神之御父子可勘付之由、重被尋之間、又別紙二注進了、国史・記録之所見不書漏候之処、去正月、以此事書被相尋兼前宿禰候之由伝承了、
神功皇后御宇残兵船事、桓武聖代得記文事、誅罰高丸事、猷硯水事、謁慈覚大師事、弘仁聖主夢中感事、已上国史并記録無所見候、
次弘安覆蒙古之賊船事、是又同前候、但依件御祈、被發遣伊勢公卿勅使候、公卿使中御門大納言、職任 神祇副使祖父兼益宿禰參向、其後彼神彰靈威、凶賊忽退散之間、副使兼益宿禰依此賞令直任神祇權大副元者 職任 候、若不限諏方一社候歟、

次康平天皇鎮白波凶徒之日、進一品爵 臣職 云々、此條承和九年五月從五位下、後見皇朝 其後連々次第加階、貞和元年同 貞觀九年三月十一日從一位、實錄三代 寬平九年十二月十三日・天慶三年八月、天下諸神被奉授一階之間、當時已為正一位之極位、和注進職 然者康平聖主争可被授一品之爵乎、曾以不安得仕候、此重事令相違候者、自余條々同以不審候、
……

八月七日

神祇大副兼豊 職任

諏訪社の様々な事項についての情報が並ぶが、ここでは傍線部を見よう。これによれば、円忠は十年前の貞和二年（一三四六）にも兼豊に対して諏訪社のことについて尋ねてきており、その際に兼豊は、『旧事本紀』に載る諏訪社の濫觴など、国史・記録に見えるものを円忠に教えたのだという。さらに、円忠は文和五年（＝延文元年）の正月に、今度は平野流の卜部兼前にも同様のことを尋ねていたという。小野田氏が兼前の名を挙げるのは、この記述に拠る。

ただ、右の請文を含む『園太暦』所収の一連のやりとりの中には、『旧事本紀』の書名は見えても『古事記』の書名は見えない ②。また、『上巻抄』の中の『古事記』と『旧事本紀』は、テクストの性質や引用態度がそれぞれ大きく異なる ③。それらを

考慮すると、小野田氏の推論のように『上巻抄』そのものが円忠の問い合わせに答えるために作られたものであったと見ることができるかは疑問が残る。作成者を兼豊ではなく兼前と特定できるかという点についても、確定的な判断を下すことは容易ではない。

しかし、『上巻抄』そのものから一旦離れて、『上巻抄』の中に見られるような①～③の特徴的な省略がある『旧事本紀』の抄出文のことを問題とするならば、そのような抄出文がこの円忠と卜部氏らのやりとりの中どこかで用いられたことはほぼ疑いない。と言うのも、後に円忠の手によって作成された文章の中に、同様の省略箇所を持つ『旧事本紀』の引用が確認されるためである。

『上巻抄』について論じた小野田氏や谷口雅博氏⁽³⁰⁾は言及していないが、そもそも一連の円忠の調査は、諏訪社の新しい縁起書を作るためのものであった。その結果、延文元年の十一月に完成したのが、現在『諏方大明神画詞』（以下『画詞』）として知られる縁起絵巻である。この『画詞』の冒頭には『旧事本紀』の引用があるのであるが、その引用文を『上巻抄』に見える省略箇所（①～③）と対照してみると、次のようになる。

旧事本紀二曰、天照太神ミコトノリシテ経津主^{兼前兼豊}ノ神、

武甕槌^{常杵尊}ノ神、二柱ノ神ヲ出雲国【①】ニ降タテマツリテ、大己貴^{貴霜降尊}ノ命ニ向テノタマハク【②】【③】、葦原ノ中津国者我御子ノシラスベキ国ナリ【④】。汝マサニ此国ヲモテ天ノ神ニ奉ンヤ【⑤】。大己貴ノ命申サク【⑥】、我子事代主^{事代主尊}ノ神ニ問テ返事申サント申。【⑦】事代主ノ神申サク、【⑧】我父ヨロシクマサニサリ奉ルベシ、ワレタガウベカラズト申。【⑨】【⑩】又、我子建御名方、諏方社ノ神、千引ノ石ヲ手末ニサ、ゲテ来テ申サク、是我国ニキタリテ、シノビテカクイフハ、シカウシテ力クラベセント思。先ソノ御手ヲ取テ、即氷ヲ成立、又、劍ヲ取成、【①】科野国州羽ノ海ニイタル【②】トキ、建御名方ノ神申サク、【③】ワレ此国ヲ除者、他処ニ不行^{云々}。是則当社垂跡ノ本縁也。⁽³¹⁾

ここからわかるように、『上巻抄』の『旧事本紀』抄出文の省略箇所⁽³²⁾の範囲の記述は、『画詞』でもほぼ同様に存在しないのである。

『画詞』所引の『旧事本紀』に建御名方神の逃亡や命乞いの記述が見られないことについて、長野県諏訪市の自治体史である『諏訪市史』は、編者である円忠が諏訪社の祭神の縁起譚として『画詞』に載せるには不相当と考えて削除した、と解説す

る。⁽³⁾しかしここまで見たように、建御名方神の不名誉な記述の省略は、円忠に『旧事本紀』について教示した卜部氏側のテキストと、円忠の手になるテキストとの双方に確認されるものであった。すなわち、『上巻抄』に見られる『旧事本紀』抄出文のような省略がある何らかのテキストを、平野流の兼前か吉田流の兼豊が用意しており、それを円忠が入手して参照した結果、『画詞』の中の『旧事本紀』引用も逃亡や命乞いの記述が省略されたものになったと考えられるのである。

テキストを神社の説明のために抄出して利用するという営みの中で、神話は神社の由緒を説明するのに相応しいように手を加えられる場合があった。それは単に不必要な部分を削るというだけでなく、神社にとって本来都合の悪いはずの神話でも、神社の縁起とするに都合のない内容へと変えてしまうという可能性をも内包する営みだったと言える。神社と結びついた神話テキストである『旧事本紀』は、そのような営みの中で用いられるものとしてあった。

五 神話のさらなる変奏

なお、『画詞』における『旧事本紀』の引用文は、単に諏訪

社にとってマイナスの記述が除かれているというだけにとどまらない特徴を持つ。卜部氏の用意した『旧事本紀』のテキストは、①・②・③の省略により、武甕槌神の手が氷や剣になる描写の直後に突然建御名方神が信濃の諏訪へ来て国を譲ることを誓う場面へと切り替わるといって、不自然な内容になっていたが、そのような省略とそれに伴う叙述の不明瞭さは、その延長線上にさらなる神話の変奏の余地を生み出していた。次に、問題となる『画詞』の引用箇所の一部と、それに対応する『旧事本紀』の一節を掲げる。

① 『画詞』

又、我子建御名方、諏方社ノ神、千引ノ石ヲ手末ニサ、ゲテ来テ申サク、是我国ニキタリテ、シノビテカクイフハ、シカウシテカクラベセント思。先ソノ御手ヲ取テ、即氷ヲ成立、又、剣ヲ取成、科野国州羽ノ海ニイタルトキ、建御名方ノ神申サク、ワレ此国ヲ除者、他処ニ不行云々。是則当社垂跡ノ本縁也。

② 『旧事本紀』

建御名方神、千引之石指捧手末_レ而来言、誰来_レ我国_二而忍々如_レ此言者、然欲_レ为_レ力競。故我先欲_レ取_レ其御手。故令_レ取_レ其手_一者、即成_二立氷_一、亦取_レ成_二劍刃_一。

注意すべきは傍線部である。『旧事本紀』の方の傍線部は、これまでも見てきたように、建御名方神が武甕槌神の手を取ろうと言ったので、武甕槌神が自らの手を取らせて、その手を氷に変え、また剣に変えた、という文意になっている。一方、『画詞』の傍線部には『旧事本紀』における「故令_レ取_二其手_一者」の「令」に相当する表現が存在しない。そのため、「先ソノ御手ヲ取テ」とその次の「即氷ヲ成立、又、劍ヲ取成」の主語は建御名方神となっている。

また、『旧事本紀』の「成_二立氷_一、亦取_二成劍刃_一」は「立氷に成し、また劍刃に取り成す」と訓まれ、〈手を氷に変化させ、また剣に変化させた〉と解される箇所であるが、『画詞』では「氷ヲ成立」「劍ヲ取成」と対格を用いるため、『旧事本紀』とは異なり、手を何らかの物に変化させたとはい読めない文になっている。おおよそ、氷を出現させ、また剣を出現させたという意味になるだろう。

すなわち『画詞』の傍線部は、建御名方神の「力クラベセント思」という発言の後、元の『旧事本紀』のように武甕槌神が何かしたというのではなく、建御名方神が武甕槌神の手を取り、氷や剣を出現させて自らの力を示した、というものになっているのである。そしてそこから話は「科野国州羽ノ海ニイタルト

キ」と展開していく。建御名方神が逃げ武甕槌神が追うというくだりは卜部氏が用意した『旧事本紀』抄出文の時点で無くなっていたから、一連の叙述を総合すると、建御名方神は力比べで力を示した後、自発的に諏訪へ赴き、そこに鎮まった、ということになる。^{36) 37)}

建御名方神は武甕槌神に敗北しておらず、自発的に国を譲った。その認識に基づいて、円忠は諏訪明神の称揚を行う。

例えば『画詞』「祭絵」巻第一では諏訪明神を「我朝根本ノ神」と表現する記述があり、さらに円忠が『画詞』の後に著した『諏方大明神講式』では建御名方神の諏訪での国譲りの発言を引用した直後、建御名方神を指して「既是和国根本之靈神也。豈非_二日本草創之本主_一哉」とする。「我朝（和国）根本」「日本草創之本主」といったこれらの表現は、建御名方神が力比べで負けなかったにもかかわらず自発的に国を譲ったということを経典家の草創を支えた重要な事績として高く評価したもので、天皇が今も治めているこの「我朝」（和国・日本）が存在するのは建御名方神の国譲りがあったからこそであると主張するものと見られる。

『古事記』の国譲り神話は天皇が地上世界を治めることの正統性を説く物語の一部としてあり、その中で建御名方神は、敗

走し命乞いをして国を明け渡す情けない神として描かれていた。しかしその天皇神話の象徴的な一幕でさえも、『旧事本紀』という媒体に取り入れられ、新たな意味付けと利用のされ方がなされることで、変貌を遂げ、ついには建御名方神を称揚し得るものにまでなっていたのである。

六 おわりに

以上、『旧事本紀』を通じた神話の受容の様子を、神社との関わりという点に注目して検討した。『旧事本紀』は、神社の記述が集中しているという特性から、神社について説明を加えるために抄出・引用される場合が多かったが、それは、テキストの内容が神社の説明のためにより適した内容へと加工されやすいということでもあった。その加工は単に不要な箇所を取り除くだけにとどまるとは限らない。その顕著な例が、本稿で見た国譲り神話の変奏であった。

個別の神話の利用に際し、『旧事本紀』が典拠とされたことには、右に挙げたような同書の特徴や、「最古の史書」として有した権威、そして『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』といった先行するテキストからの引用を重複を厭わずに行うという網

羅的な志向が関わる部分が大きかったと考えられる。とりわけ、本稿で取り上げた建御名方神に関わるエピソードのように、『古事記』のみに存在し、もう一つの権威であった『日本書紀』からの引用ができない場合、『旧事本紀』の果たした役割は大きなものがあつただろう。

そして、そのようにして受容された神話の内容は、『旧事本紀』そのものが加えた新たな要素、さらに『旧事本紀』を取り巻く独自の受容環境にも影響されて、元の『古事記』などの形から様々に変容し得たことを、本稿で扱った事例は示している。こうした具体例を一つ一つ丁寧に見ていくことで、上代の神話の受容・流通の様相の実態、およびその中における『旧事本紀』の果たした役割が明らかになっていくだろう。

(注)

- (一) 本格的な『旧事本紀』についての論集である工藤浩編『先代旧事本紀論 史書・神道書の成立と受容』(花鳥社、二〇一九年)の出版はその象徴的な一例である。なお、それ以前の『旧事本紀』についてはまとまった研究としては、鎌田純一『先代旧事本紀の研究』研究の部(吉川弘文館、一九六二年)、工藤浩『氏族伝承と律令祭儀の研究』第Ⅱ部『先代旧事本紀の研究』(新典社、二〇〇七年)、津田博幸『生成す

- る古代文学』第一部「日本紀講と生成する書物・祭式」（森話社、二〇一四年）などがある。
- (2) 『旧事本紀』の受容に着目した研究の早い例には、門屋温「解体する神話・再生する神々―中世における『旧事本紀』の位置―」（伊藤聡編『中世神話と神祇・神道世界』竹林舎、二〇一二年）がある。
- (3) 十世紀前半の矢田部公望『日本書紀私記』の時点で『旧事本紀』は「古事記」に先行する「史書之始」として言及されており、中世の『旧事本紀』の位置付けもその認識の延長線上にあった（門屋温、注2前掲論文、三六二―三六八頁）。
- (4) 鎌田純一、注1前掲書、七八・七九頁。
- (5) 神野志隆光『古代天皇神話論（若草書房、一九九九年）など参照。
- (6) 伊藤剣「地祇本紀のオホナムチ―系譜の分析を中心に―」（工藤浩編『先代旧事本紀論 史書・神道書の成立と受容』花鳥社、二〇一九年）六二―六三頁。
- (7) 『先代旧事本紀』の引用は、鎌田純一『先代旧事本紀の研究』校本の部（吉川弘文館、一九六〇年）により、一部私に改めた。
- (8) 渡邊卓「『先代旧事本紀』と祭祀―『旧日本紀』にみる呪力の受容―」（工藤浩編『先代旧事本紀論 史書・神道書の成立と受容』花鳥社、二〇一九年）一四九頁。
- (9) 『旧日本紀』の引用は、『神道大系』古典註釈編『旧日本紀（神道大系編纂会、一九八六年）』による。
- (10) 一方、『古事記』は「述義」部のうち五十一もの項目に引用されているが、そのうち神の鎮座地を明記するのは「大三輪神」「平国之劍部靈」「七物則藏于但馬國常為神物也」「太子令拜角鹿筒飯大神」の四項目となっている（墨坂神 大坂神）項の「宇陀墨坂神」と「一言主神」項の「葛城之一言主之大神」を数えたとすれば六項目。
- (11) 『旧日本紀』は平安時代の『日本書紀私記』や兼方の父卜部兼文の講義の内容をも取り入れており、各項目で引用される文献がどの段階で初めて引用されたものなのかを判断するのが容易でないという性質を持っているが（石崎正雄「延喜私記考（中）―『旧日本紀』に引く日本書紀私記（六）―」（『日本文化』第四十三号、一九六六年三月）、鈴木啓之「『旧日本紀』所引古事記の問題点」（青木周平編『古事記受容史』笠間書院、二〇〇三年）など参照）、少なくとも兼方までにそうした引用の傾向があったことは窺える。
- (12) 『神道大系』神社編二総記中（神道大系編纂会、一九八八年）所収。
- (13) さらに、神社と直接関係しない「鎮魂祭」項にも一箇所引用がある。
- (14) 「広田」が二項目あるが、これは「広田」項が「諸社根元記」の複数の箇所が存在するためである。
- (15) なお、本稿では『旧事本紀』において神話が神社と結びつけられていること自体を主に問題とするが、その具体的な結びつけ方もまた興味深い部分がある。例えば巻第一では、一般に大己貴神とされる杵築大社（出雲大社）の祭神が素戔嗚尊であるとされる。伊藤剣、注6前掲論文は、素戔嗚尊を杵築の神とすることは大己貴命を三輪の神とすることと連動する、『旧事本紀』独自の論理に基づくものであると指摘する。この杵築の神を素戔嗚尊とする説は中世に登場する言説と共通するものであるが、伊藤氏も注6前掲論文の補注にて言及するように、実際に十二世紀の『長寛勘文』には『旧事本紀』の当該箇所が引用されている。『旧事本紀』に散見されるそうした特異な結びつけ方が、後世にいかに影響を与えたのかという点も、今後検討すべき課題となるだろう。
- (16) 伊勢神道における『旧事本紀』の利用については、鎌田純一、注1前掲書、門屋温、注2前掲論文などに詳しい。
- (17) 兼永筆本『先代旧事本紀』巻第三奥書の引用は、『天理図書館善本叢書』書部第四十一巻『先代旧事本紀』（八木書店、一九七八年）に

より、一部、鎌田純一、注7前掲書を参照し私に改めた。

(18) 岡田莊司「日本書紀神代卷抄解題」(岡田莊司校訂「兼俱本宣賢日本書紀神代卷抄、統群書類従完成会、一九八四年) 二三頁。

(19) 宮地直一「土佐国風土記逸文の発見」(『史学雑誌』五十五編七号、一九四四年七月) 参照。問答の一部は『釈日本紀』にも収載されている。

(20) 小野田光雄「古事記上巻抄」について」(『古事記釈日本紀風土記の文献学的研究』統群書類従完成会、一九九六年) 三六〇頁。

(21) 『古事記上巻抄』の引用は、小野田光雄、注20前掲論文による。また、省略箇所を鎌田純一、注7前掲書によって補い【一】内に表示し、『釈日本紀』に見られる省略箇所には白丸数字を、それ以外の省略箇所には黒丸数字を付した。

(22) ここで引かれる『旧事本紀』の国譲りの箇所は、事代主神の登場する前半部がおおよそ『日本書紀』に依拠し、建御名方神の登場する後半部が『古事記』に依拠する。なお、建御名方神の神話は『日本書紀』には存在しない。

(23) 小野田光雄、注20前掲論文、三四七・三四八頁、谷口雅博「古事記上巻抄」(青木周平編『古事記受容史』笠間書院、二〇〇三年) 一八三頁。

(24) 『古事記』と異なり『旧事本紀』では国譲りにおいて経津主と武甕槌の二神が登場するため、どちらの神が建御名方神と戦ったのか判断することが容易ではない文脈になっているが、ここでは便宜的に、『古事記』と同様に武甕槌神が建御名方神と戦ったとしておく。

(25) 不要な記述を除くという例は、『釈日本紀』の中には他にも見られる。例えば「武甕槌神祖」項における『旧事本紀』の引用では、武甕槌神の説明に必ずしも必要でない、軼遇突智の死体より生まれた十六柱の神の記述が省略されている。また「平国之剣 師霊」項では、「以物部八十手所作祭神之物、祭八十万群神」などの記述が省略され

ている。

(26) 小野田光雄「古事記の校勘訓釈の黎明期」(『古事記釈日本紀風土記の文献学的研究』統群書類従完成会、一九九六年) 三七七・三八八頁。

(27) 『園太暦』の引用は、『史料纂集』古記録編三十四(統群書類従完成会、一九七三年)による。

(28) 延文元年八月の円忠から公賢への質問状には、兼豊らから齎された情報を受け「素盞鳴尊御子大己貴尊第二御子建御名方神、到科野国州羽海、不行他処云々、取要、秘録訓と記されているが、ここにも『古事記』の名は確認されない。

(29) 『上巻抄』所引の『古事記』の本文には『旧事本紀』部分にあるような省略が見られず、また『旧事本紀』部分と異なり訓が大量に付されている。加えて、『旧事本紀』部分が「先代旧事本紀第三曰」として引用を始めるのに対し、『古事記』部分は「古事記上巻抄」の題の直後から即座に引用が始まる。なお、『古事記』の享受史を見ると、例えば平安期の『日本書紀』講書場では、『古事記』は『日本書紀』を和語で訓むという営みを支えるものとしてあった(神野志隆光「講書と「倭語」の擬制」(『変奏される日本書紀』東京大学出版会、二〇〇九年)など参照)。「上巻抄」に見える訓の多く付された『古事記』抄出文も、そのような訓の営みと関連のあるものとして見る事ができるかもしれない。本稿で見ている『旧事本紀』のそれとは大きく異なる利用の仕方である。

(30) 谷口雅博、注23前掲論文。

(31) 『画詞』の成立については、石井裕一郎「諏訪大明神絵詞」成立に就いての試論—室町幕府奉行人諏訪円忠の絵巻制作—(二本松康宏編『諏訪信仰の歴史と伝承』三弥井書店、二〇一九年)に詳しい。

(32) 『諏方大明神画詞』の引用は、近藤喜博・宮地崇邦編『中世神仏説話続々』(古典文庫、一九七一年)により、私に濁点を付した。

(33) 円忠が『画詞』の後に著した『諏方大明神講式』にも『旧事本紀』の引用があるが、それを見ると、

旧事本紀第三曰、到科野国洲羽海【2】之時、建御名方神曰、

【3】我除此地者不行他处。吾不違我父大国主神之命、不違兄八重事代主神之言。此葦原中国者、随天神御子命献矣。又曰、建御名方神坐信濃国諏方郡諏方神社。

となっており、ここにも【2】の省略箇所がそのまま認められる（『諏方大明神講式』の引用は、『神道大系』神社編三十 諏訪（神道大系編纂会、一九八二年）による）。

(34) 諏訪市史編纂委員会編『諏訪市史』上巻（諏訪市、一九九五年）六八五頁。

(35) 「取成」の語は『古事記』『旧事本紀』の国譲りの箇所その他、『古事記』の須佐之男命の八咫遠呂智退治の際に櫛名田比売を櫛に変える場面に「湯津爪櫛に其の童女を取り成して」（引用は、山口佳紀・神野志隆光校注『新編日本古典文学全集一 古事記』（小学館、一九九七年）による）と見えるが、いずれも（AをBに取り成す）の形で（AをBに変える）を意味する用例である（「成す」のみでも「変える」の意味になり得るが、その場合もやはり（AをBに（と）成す）の形で（AをBに変える）の意となる）。「画詞」の当該箇所（「剣ヲ取成」には与格「二」によって指示される対象が存在しないため、「取成」を「変える」の意味で解そうとすると「剣を何らかのものに変えた」という不自然なものになってしまう。ここでは、「取」を接頭語（動詞に冠して、その動作とか行為とかを自らの責任で作為的に行うことを改まっていうのに用いる「時代別国語大辞典室町時代編」）ととって、直前の「水ヲ成立」（水を出現させた）と同様に剣を出現させる描写と解す）。

(36) 『画詞』の当該箇所が建御名方神が自発的に諏訪に来たという話になっ

ている点については、渡辺匡一氏も指摘している（渡辺匡一「諏訪大明神絵詞と建御名方神」『諏訪市博物館研究紀要』五、二〇一〇年十月）三頁）。

(37) 嘉永元年（一八四八）に諏訪下社禰宜大夫桃井保高が寺社奉行へ送った文書には、

信濃国諏方社之儀者、大己貴命之御子神に而御名を建御名方命与奉称候。父神天下経宮之後御譲を被為請、葦原中津国を領給之処、天神之勅命に依而鹿島香取両神出雲国江下向之御、争給而千引石を手末に拵、力競を成給、又剣を取而勇猛を願、神兵を案内、科野国洲羽海に至給時、葦原中津国者天孫に可捧。当国を以之之神之讓として他国に不行与御誓約有。是当社鎮座濫觴に御座候。

という、この『画詞』所引『旧事本紀』の内容を承けさらに発展させたと思しき記述がある（文書の引用は、蟹江文吉編『下社禰宜大夫桃井古文書解説集成』下巻（桃井古文書刊行会、二〇〇四年）により、私に句読点を付した）。

〔付記〕

本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）「東アジア古典学の次世代拠点形成—国際連携による研究と教育の加速」主催「次世代ロンド（二〇一〇—二〇一八年十一月、於京都大学）における口頭発表に基づくものである。席上、貴重なご教示を賜った。記して深謝申し上げます。